

緊 急 事 態 規 程

平成22年5月16日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、天災又は社会的異変等により、本組合の本部及び支部事業が長期にわたり業務停止する場合に適用する。

(代理、代行)

第2条 本部が業務停止の場合は、関西支部が代理・代行し、関西支部も業務停止の場合は、残りの支部で正会員数の多い支部が代理・代行する。

(期 間)

第3条 代理・代行する期間は、原則として本部事業再開までとする。

ただし、再開後に招集した理事会又は総会の決議内容が優先する。

(議決の効力)

第4条 代理・代行中の議決の効力は、第3条の期間とする。